

第44回八王子いちよう祭り ふるさとバザール出店募集要項

1. 開催概要

名 称	第44回八王子いちよう祭り
開催日時	2023年11月18日(土) 9:00 ~ 16:30 雨天決行 19日(日) 9:00 ~ 16:00 雨天決行 ※社会情勢の変化により開催が難しいと判断した場合には内容を変更して開催します。
会 場	八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場
内 容	飲食販売・物品販売・観光PR・企業PR(チラシ・試供品などの配布)等

2. 出店資格

出店資格	<p>①ルールとマナーを守り、当祭典委員会の指示に従い、祭典の円滑な運営に協力していただける個人・グループ・団体等</p> <p>②『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体等</p> <p>③『暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会規約』及び『ふるさとバザール出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等</p>
------	---

3. 出店料・出店場所

基本設営	<p>・テント 1張り(間口 約3.4m × 奥行 約2.5m) ※テントの持ち込みはできません。</p> <p>・店名板 (15cm × 90cm)</p> <p>・照明 (1個) ※電源は別途申込みが必要です。</p>												
出店料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">B会場(陵南会館敷地内)</td> <td style="width: 10%;">1テント</td> <td style="width: 10%;">2日間</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>C会場(陵南公園本園)</td> <td>1テント</td> <td>2日間</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td>E会場(南浅川西河川敷)</td> <td>1テント</td> <td>2日間</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </table> <p>※環境保全費を含みます。</p> <p>※B会場において、当祭典委員会で指定した場所(松15,000円、竹10,000円、梅5,000円)については別途追加料金をいただきます。場所は出店者会議にてお知らせします。後日、請求書をお送りしますので、期日までにお振込みください。期日までに入金の確認ができない場合はその権利を失います。</p> <p>※追加設備(駐車場利用も含む)にかかる費用は申込書に記載してあります。必要な場合は申込書に記入し、一緒に申し込んでください。</p>	B会場(陵南会館敷地内)	1テント	2日間	120,000円	C会場(陵南公園本園)	1テント	2日間	80,000円	E会場(南浅川西河川敷)	1テント	2日間	50,000円
B会場(陵南会館敷地内)	1テント	2日間	120,000円										
C会場(陵南公園本園)	1テント	2日間	80,000円										
E会場(南浅川西河川敷)	1テント	2日間	50,000円										
出店場所	<p>①出店場所は、「出店者会議抽選会」にて決定します。</p> <p>②出店者会議に出席されない場合は、祭典委員会に一任させていただきます。</p> <p>③抽選会にて選んだ場所のキャンセルは認めません。</p>												

4. 申込み提出書類

提出書類	<p>1. 出店申込書 (出店責任者の写真を2枚貼付のこと)</p> <p>2. 出店責任者の住民票 (当日店舗において管理・運営に当たる方)</p> <p>3. 誓約書</p> <p>4. 行事における臨時出店届 (食品を取り扱う出店者は必須)</p> <p>※『申込書作成シート』で必ず確認し、漏れのないようにご提出ください。 ※出店申込書類一式の原本を、「八王子いちよう祭り祭典委員会事務局」までご送付ください。 ※申込書の控え(コピー)を必ずお手元に保管してください。</p>
-------------	---

5. 募集締切日

締切日	<p>9月5日(火) 必着</p> <p>①締切日までに申込み書類の提出があり、入金の確認が取れた方のみ「出店者会議 抽選会」に参加できます。</p> <p>②締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。</p>
-----	--

6. 出店料振込について

振込先	<p>多摩信用金庫 高尾支店 普通口座</p> <p>八王子いちよう祭り祭典委員会 会長 <small>みずの</small> 水野 じゅん</p> <p>店番号：065 口座番号：0228782</p>
振込み期限	振り込み期限 9月5日(火)
お振込に関する注意	<p>①上記締切日までに、出店料および追加設備料金を上記の口座に一括してお振込み下さい。</p> <p>②おそれいりますが、振込手数料のご負担をお願いします。</p> <p>③入金の確認ができるまでは受付は終了しておりませんのでご注意ください。</p> <p>④締切日までに入金の確認が取れなかった場合は、キャンセル扱いとします。</p> <p>⑤一度振り込まれた出店料は、いかなる理由があっても返金いたしません。</p>

7. 出店のキャンセルについて

キャンセルについて	<p>①原則として、出店申込後のキャンセルはできません。</p> <p>②出店者の都合により損害が生じた場合には、八王子いちよう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。</p>
-----------	---

8. 出店者会議

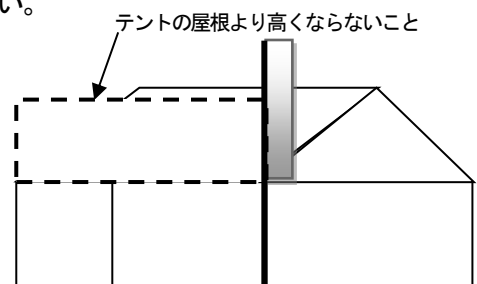
<p>出店される方を対象に、説明会ならびに抽選会を開催いたします。 ※詳しくは、「出店者会議のご案内」をご覧ください。</p>	
日時	<p>9月14日(木) 受付 午後1時30分～午後2時(受付時間厳守) 開始 午後2時～</p>
場所	<p>八王子市東浅川保健福祉センター 4F 第5・6・7集会室 東京都八王子市東浅川町551-1 電話：042-667-1331</p>
内容	<p>①当祭典委員会、八王子市保健所、警察署ならびに消防署から連絡事項・注意事項をお伝えします。飲食・食品販売の方は必ず出席してください。 ②抽選会にて出店場所を決定します。代理の方でも結構です。 ③会議に欠席された場合は、当祭典委員会に一任するものとします。 ④出店場所により追加料金が発生した場合には請求書をお送りします。期限内にお振込み下さい。期日までにご入金の確認が取れない場合は出店をキャンセルしたものとします。 ⑤受付終了時間までに受付を済ますことが出来なかった方は、抽選会終了後に選択していただくこととなります。時間に余裕を持ってお越しください。</p>

9. 搬入搬出について

搬入搬出	<p>①後日送付する「出店注意事項」を厳守し、スタッフの指示に従って安全に十分注意し、搬入搬出を行ってください。 ②搬入時間を過ぎた場合は、会場に入れませんので時間に余裕をもってご来場ください。 ③C会場(陵南公園)において搬入搬出に軽貨物車(トラック)を使用する場合は、<u>4ナンバー</u>までとします。 ④C会場(陵南公園グランド内)は車両の乗り入れを禁止します。台車等、手運びでお願いいたします。 ⑤前日搬入について 当日の朝は、準備時間が短いため前日搬入をお勧めします。ただし、紛失・盗難・破損等について当祭典委員会は一切の責任を負いません。電源の使用はできません。</p>
------	--

10. テントに設置する看板・のぼり旗について

看板・のぼり旗	<p>①会場の安全上の観点から下記の通りとします。 ・看板の高さはテントの梁から概ね100cm以内とします。 ・のぼり旗の大きさは、概ね長さ180cm、幅60cm以内とし、テントの柱と平行に、地面と垂直に立て、斜めには設置しないでください。 また、横棒が来場者の目線にならないように設置してください。 ・陵南公園本園桜通りに出店の方は、桜の枝に注意して設置してください。 ②違反が認められた場合は、基準に合うように直していただきます。</p>
---------	---



1 1. 出店までの流れ

この出店募集要項に定める条件および各規定を確認し、内容を了承した上でお申し込みください。

お申込みから 出店の流れ	書類提出・出店料の受付開始 : 2023年7月上旬から
	↓
	書類提出・出店料の締切日 : 2023年9月5日(火)
	↓
	出店者会議・出店場所抽選会 : 2023年9月14日(木) 午後1時30分 受付開始
	↓
	追加出店料の入金締切日 : 2023年9月29日(金)
↓	
追加設備の変更締切日 : 2023年10月27日(金)	
↓	
出店関係書類の送付(当日の注意事項・駐車証・他) : 11月上旬	
↓	
八王子いちよう祭り出店当日 : 出店許可証配布	

1 2. 申込書類 ご提出上の注意 << P 8【出店申込書 記入例と注意】を参照してください。 >>

出店申込書	<p>①出店申込書はテントごとに提出してください。</p> <p>②出店責任者とは、<u>当日店舗にいて、出店に関する責任を負える方</u>です。</p> <p style="text-align: center;">当日になっての出店責任者の変更はできません。 申請した出店責任者が現地にいない場合は出店停止とします。</p> <p>③出店責任者の上半身の写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。</p> <p>④出店内容は具体的にお書きください。</p> <p>⑤火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。</p> <p>⑥追加整備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額をご確認ください。</p> <p>⑦電気を使用する方は、必要な容量を申し込み、使用機器および使用ワット数を必ず記入してください。<u>電気コンセントの不正使用や記載以外の使用は認めません。</u></p> <p style="text-align: center;">※発電機の持込み・カセットコンロの使用は禁止します。</p> <p>⑧申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名をご記入ください。 必要のない方は、「不要」とご記入ください。</p> <p>⑨出店申込書に記載された営業内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">※当日になっての営業内容(品目)の変更および出店権の譲渡は認めません。</p>
写 真	<p>①申込書に同じものを2枚(縦4cm×横3cm)添付して提出してください。</p> <p>②1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。</p>
出店責任者の 住民票	<p>①出店責任者の照会用に必ずご提出をお願いします。</p> <p>②提出がない場合には出店できません。</p> <p>③必ず原本をお送りください。</p>

誓約書	<p>①出店責任者は、本出店要項を遵守することをご誓約いただき、押印のうえ『誓約書』を提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店できません。</p> <p>②出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。</p>
行事における臨時出店届	<p>①飲食の提供および食品の試食・販売は、<u>八王子市保健所の定める範囲内</u>とします。</p> <p>②飲食の提供および食品の試食・販売・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項』を熟読し、1テントごとに1枚「行事における臨時出店届」を提出してください。</p> <p>③テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。 <u>飲食と一緒に飲み物や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。</u></p> <p>【注意】</p> <p>◆ビールサーバーを用いての生ビールの販売は、1品目とカウントします。</p> <p>④東京都内の保健所が発行した『臨時営業許可書』をお持ちの方は、そのコピーを添付してください。</p> <p>⑤販売品目は事前に申請し、「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売できません。記載漏れがないよう全取扱品目は全て記入してください。</p> <p>⑥パック入り、包装された食品は必ず法定の表示（同封の「八王子市保健所からの注意事項参照」）を貼付してください。貼付のないものは販売できません。</p> <p>⑦全ての冷蔵設備には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。</p> <p>⑧記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。当日になっての変更は認めません。</p> <p>⑨保健所への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。</p> <p>⑩保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。</p> <p>⑪酒類の販売は酒税等の関係があり、各自で税務署への申請が必要となります。出店許可証を発行しますので、事務局にその旨ご連絡ください。</p>

13. 着ぐるみについて

着ぐるみ・コスプレについて	<p>①PRのための着ぐるみ、顔の認識ができない被り物、コスプレについては、事前に申請が必要です。</p> <p>②キャラクター参加登録証・許可証を発行します。発行された許可証を常に掲示してください。掲示のないものは参加できません。</p> <p>③申請に関しましては、事務局までお問い合わせください。</p>
---------------	---

14. 申込み内容の変更について

申込み内容の変更	<p>①申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。</p> <p>②当日になって、出店責任者の変更、出店品目の変更等、お申込み内容と違っていた場合には、出店を取り止めていただきます。</p>
----------	--

15. 追加設備の変更について

追加設備の変更締切り	<p>10月27日(金) 直前の要請には対応できません。 期日が近づいてきましたら、今一度お申込み内容の確認してください。</p>
------------	---

16. 火災予防について

消火器の設置と届け出	<p>①消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は各テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。</p> <p>②消火器の用意の無い場合には設置するまで火気器具の使用を禁止します。</p> <p>③発電機の持ち込み、カセットコンロの使用は禁止します。</p> <p>④使用する全ての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届け出が必要です。必ず、申込書の所定の欄に記入してください。</p> <p>⑤火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。</p> <p>⑥消防署への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。</p>
------------	---

17. 責任義務

責任義務	<p>①出店物とその販売には、出店者が責任を持ってください。当祭典委員会ではそれらの苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負いません。</p> <p>②出店者の落ち度が原因で苦情があった場合には、その購入者に対し、出店責任者の連絡先を教えますので、責任と誠意をもって対処してください。</p> <p>③出店者は会場の安全に配慮し、出店場所については原状回復の義務を負います。汚れがひどい場合は別途清掃代を請求させていただきます。</p> <p>④油等、汚れると思われる物を使用する店舗は床面をシート等で養生してください。</p> <p>⑤ゴミ等の処分方法は当祭典委員会の定める方法に従ってください。</p> <p>⑥出店者は環境衛生に気を配り、ゴミの管理、減量化を図り環境の保全に努めてください。</p> <p>⑦出店責任者は体調管理および手指消毒等の基本的な感染予防対策に取り組んでください。また、店舗従事者に対しても同様に基本的な予防対策に取り組んでください。</p> <p>⑧当祭典委員会の指示に従わないなど悪質な場合には、退場していただくとともに今後の出店をお断りします。</p>
------	---

18. 禁止事項

禁止事項	<p>①出店権の譲渡、または又貸しは認めません。</p> <p>②営業行為はテント内とし、会場の安全上、テント外での商品販売や商品陳列を禁止します。</p> <p>③呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れての呼び込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。</p> <p>④未成年者や運転される方へのアルコール販売を禁止します。</p> <p>⑤店舗従事者の飲酒を禁止します。</p> <p>⑥会場内は全面禁煙です。テント内やテント裏での喫煙はしないでください。</p> <p>⑦氷・炭の置き去り・投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。</p> <p>※本出店要項や当委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。</p> <p>※一度出店をお断りさせていただいた場合、その後の出店もお断りいたします。</p> <p>※重大な違反が認められた場合は、今後の出店をお断りします。</p> <p>その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。</p>
------	---

19. 注意事項

注意事項	<p>①本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。</p> <p>②お申込みいただいた後に「暴力団排除条例」により出店をお断りする場合には、その旨をご報告させていただくとともに、お振込みいただきました出店料はこの場合に限り返金させていただきます。</p> <p>③当祭典委員会からのお問い合わせは出店責任者にします。一定の期間内に連絡がない場合は、出店受付を取り消します。</p>
------	---

20. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて	<p>八王子いちよう祭り祭典委員会では、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めます。お預かりいたしました個人情報は八王子いちよう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し厳密に管理します。ただし、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、必要に応じて、八王子消防署、八王子市保健所、八王子税務署に提出させていただきます。</p>
---------------	---

☆その他、ご不明な点は八王子いちよう祭り祭典委員会事務局までお問い合わせください。

☆初めてご出店をお考えの方は、内容によりましてはご出店できないこともございますので、申込書送付の前に一度事務局までご連絡ください。

【問い合わせ先】

八王子いちよう祭り祭典委員会事務局 富樫・原田・佐藤

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地 陵南いちよう会館

TEL : 042-668-8383 FAX : 042-673-6661

E-mail : ichou@ichou-festa.org URL : <https://www.ichou-festa.org>



@Hikaru

ふるさとバザール出店申込書 記入例と注意



☆下記の記入例を参考に

1店舗につき1枚 作成してください。

第44回八王子いちよう祭り
ふるさとバザール出店申込書

八王子いちよう祭り祭典委員会 御中 2023年8月1日

事務局記入欄: 出店場所

団体名: 八王子いちよう祭り祭典委員会

代表者名: 八王子太郎 (出店責任者名 当日店舗(現地)において、責任を負える方)

住所: 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120 (メールアドレス: ichou@ichou-festa.org)

連絡先: 電話番号 042-668-8383 FAX番号 042-673-6661 携帯番号 090-0XΔ□-0XΔ□

基本料金: 間口3.4×奥行2.5m 環境保全費を含む 希望の会場に○を付けてください (B会場 C会場 E会場) 1小間 A 120,000円

出店内容

店舗従事者名 (当日販売に関わる方): 八王子太郎・八王子次郎

出店の種類 (該当するものに○を付けてください): 飲食 (食品物販・物販・その他)

出店内容 (品目を具体的に書いてください): 牛串焼き・飲物

火気器具を使用する場合は、使用する全ての火気器具の種類(名称)と使用燃料を記入してください。

種類(名称) 例: ガスコンロ、電気ポット等 具体的に: 串焼台 (使用燃料: LPG 電気 炭 その他)

追加設備	単価	数量	金額
テーブル: 縦60cm×横180cm (テーブルクロス付き)	3,000円		
椅子: 折りたたみ式	1,000円		
テント側布: 3面	10,000円	1	10,000
電気コンセント	1穴100V(2000W)まで	10,000円	
	使用する電気器具に○印をし、使用ワット数を記入してください。	照明 50w ・ 電気ポット(w) 保冷庫(100w) (冷蔵庫・冷凍庫等) (w)	
駐車場	1台分・2日間	3,000円	3,000
	該当するところに○印、または記入してください	軽自動車・普通車(車種名等) ()	
		トラック () ・ その他 ()	
追加注文金額の計	B		13,000円
総合計	=A+B		133,000円

◆店名板 (サイズ15cm×90cm) 枠内に明瞭にご記入ください。書体指定はできません。

八王子いちよう祭り祭典委員会

出店責任者写真 (2枚)

事務局で記入します。
何も記入しないでください。

「出店責任者」とは、当日店舗において管理・運営にあたる方です。
押印も忘れずに!

当日の店舗従事者のお名前を記入してください。
2品目される方は2人以上の従事者が必要です。

火気器具を使用する出店者は、必ず記入してください。

必用な方はこちらからお申し込みください。
※電気器具を使用される方は必ず申し込んでください。

合計金額を記入してください。

出店責任者の写真を各欄に貼付してください。

忘れずに記入してください。
不要の方は、「不要」とご記入ください。